

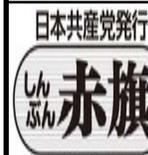


市議会議員
砂田喜昭
Tel. 67-4322



参議院議員
井上哲士

参院議員
武田良介



日刊 3497円
日曜版 823円

禁無断転載
複写配布

憲法を守る小矢部の会がアピール



日本の進路を左右する重大な情勢を前に、「憲法を守る小矢部の会」は10月17日朝、石動駅前交差点で「アベ9条改憲NO!」「モリカケ逃げ切りを許すな」「消費税10%はゴメンです」とアピールしました。高校生たちは「8時間働けばまともに暮らせる社会は、いいね」と言っていました。夕方にはショッピングセンター「ピアゴ」前でも訴えました。

決算特別委員会 2016年度事業を検証

市議会決算特別委員会が10月11日から13日まで、3日間開かれました。砂田委員が取り上げた問題を中心に紹介します。

減らされた社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金は、民主党政権のもとで2010年度から、それまでの国庫補助金に代わって、地方自治体が使え、自由度の高い補助金として創設されました。自治体の長期計画に基づいて国土交通省から整備計画毎に当該年度に交付可能な国費を内定通知があります。

2016年度の予算額と交付実績の実態は次の表の通りです(表)。第2次安倍内閣になった2014年度から毎年交付額が大幅に削減されることが続いてきました。

交付額が減らされたため、当初予定していた事業ができなくなるという事態が発生しました。2016年度に運動公園と城山公園の整備を予算化していましたが、城山公園の整備はできず、2017年度に先送りとなりました。

砂田委員はどうしてこのような事態になったのか、検証するように求めました。産業建設部長は「県を通じて検証する」と答えました。

2016年度社会資本整備総合交付金の状況 単位千円

| 事業名 | 予算額 | 交付決定額 | 交付割合 |
|------------|-----------|---------|--------|
| 石動駅周辺整備事業費 | 331,060 | 357,415 | 108.0% |
| 道路橋梁費など | 314,200 | 208,109 | 66.2% |
| 公園体育施設改修 | 63,000 | 24,000 | 38.1% |
| 公営住宅・空屋対策 | 21,000 | 12,148 | 57.8% |
| 公共下水道関係 | 361,000 | 334,800 | 92.7% |
| 合計 | 1,090,260 | 936,472 | 85.9% |

水道事業 県水の割当量の削減交渉を

水道事業について、市調査委員は「費用対効果に配慮した企業経営を望む」と監査意見書で述べています。

小矢部市は県企業局から、県水を2016年11月に日量5490立方メートルを単価65円で購入し、1070万5500円を支払いました。一方、金屋本江に所有している自己水源(井戸)にかかる経費(ポンプの電気代や消毒薬品代など)は月数十万円です。砂田委員は「監査委員が指摘する効率的な企業経営をやるうとすれば、経費のかわらない水源を活用するのが

常識だ」とのべ、県企業局としっかり交渉するよう求めました。上下水道課長は県企業局から水を購入している自治体と協力して、県水の削減に努力すると答えました。

国保の医療費 負担の実態

所得や年齢によって医療費負担割合が異なります。その実態を市は報告しました。(表)

年齢や所得による医療費負担割合の違い 2016年8月1日現在

| 加入者の年齢所得など | 国民健康保険 | | | | | |
|------------|--------|------------|----------|---------|-------|---------|
| | 未就学児 | 就学時から69歳まで | 70歳から74歳 | | 75歳以上 | |
| | | | 一般(注1) | 現役並み所得者 | (注2) | 現役並み所得者 |
| 負担割合 | 2割負担 | 3割負担 | 1割・2割 | 3割 | 1割 | 3割 |
| 人数 | 114 | 4891 | 1408 | 98 | 5365 | 187 |

(注1)1944年4月2日以降生れ2割負担
(注2)後期高齢者1人の場合、所得383万円未満
後期高齢者2人の場合、合計所得520万円未満
後期高齢者1人と70歳から74歳1人の場合、合計所得520万円未満

学校給食費の父母負担 無償化できないか

全国的には学校給食費の無償化に踏み出す自治体が増えていきます。小矢部市の給食費は、2009年度から給食の単価を1食あたり小学校で265円、月4600円、中学校で一食314600円と答えました。

道の駅の指定管理 指導監督責任は市にある

道の駅「メルヘンおやべ」は市の施設で、その目的に「道路利用者や市民等に親しまれる施設」となっています。ところが指定管理者が変更になってから、草刈りや排水路の清掃、足湯の衛生管理などで苦情が寄せられています。砂田委員は「市の施設として、指導監督する責任が市にある。しっかり維持管理されているか、市職員が現地を確認して、正すべきことは正させるべきだ」と指摘しました。企画政策部長は「現地を見てしっかりと対応する」と答えました。